

令和7年度「つなぐっと KAWASAKI」管理・運営業務委託仕様書

1 件名

令和7年度「つなぐっと KAWASAKI」管理・運営業務委託

2 目的

「つなぐっと KAWASAKI」（以下「本ページ」という。）は、地域活動や市民活動、ボランティア活動等（以下、「市民活動等」という。）に資する各種情報を収集・発信することで、市民への情報共有、参加及び協働を支援するとともに、市民及び団体同士が気軽に情報発信・情報共有を行うことで、相互につながり、多様な主体が協働する関係性を構築する場として運用される Facebook ページである。

本業務は、オンライン環境における多様な主体による協働・連携の関係づくりの強化及びコミュニティの更なる活性化を図るため、適切なページ運営・管理を行うとともに、シェア、いいね等の積極的なアウトリーチや他ポータルサイト等からの情報収集、市民記者等と連携した多様な主体への取材等による情報発信を行う。また、市民及び市民活動団体等同士の相互交流の場として Facebook グループ（以下「本グループ」という。）を活用し、本グループの運営・管理を行う。

3 契約期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

（1）本ページ・本グループの管理・運営

ア 本ページの適切な管理・運営

本ページの投稿へのコメントやいいね等のリアクションをしたアカウントをチェックし、本ページをフォローしていないアカウントにはフォローを促す等の対応を行うこと。

また、不適切なコメント等を発見した場合は、本市と協議の上、削除等の対応を行うこと。

イ 本グループの適切な管理・運営

本グループ内の投稿をパトロールし、運用ルールの基準を満たさない新規メンバーや運用ルールに違反した投稿を行ったメンバーを発見した際には、本市と協議の上、違反した投稿の削除及び退会措置等を行うこと。

（2）市民活動等に係る情報収集及び本ページ・本グループからの情報発信

ア 各種情報の収集

市内の各種ポータルサイト、HP、SNS 等から、「イベント・講座、ボランティア、サークル、助成金、市民活動団体・活動場所」等の情報を収集すること。情報収集にあたっては、地域社会でのつながりや市民参加の促進、市民活動等の継続及び活性化につながる

る情報の収集に努めること。

イ 本ページ・本グループからの情報発信

(2) アで収集した情報、リンク、シェア、等により本ページ又は本グループから効果的に発信すること。また、本グループからの発信については、グループ内での相互交流を活性化する手法やコンテンツを検討し、実施すること。

※本ページからの発信：週2件程度、本グループからの発信：週1件程度

(3) 市民との協働による情報発信

ア 市民活動等の取材・撮影及びレポート（まちレポ）の作成・投稿

市民記者の選定を行い、取材先の決定及び先方との調整・取材・写真撮影等を行うこと。その際、一部の取材先においては、取材するイベント、施設、インタビューの様子等を動画で撮影し、データを本市に提供すること。撮影を行う対象については、本市と協議の上決定すること。

取材を基に地域活動レポート（まちレポ）を作成すること。作成にあたっては、2校まで本市による校正を行い、校了後のものを委託者が指定するサイト（note）に投稿し、本ページに当該投稿をシェアすること。

※月2回以上 全28回（動画の撮影は、年6本以上）

また、取材時に、本市が実施している「まちのひろば WA プロジェクト」への参加の広報を取材対象に対して行うこと。広報方法等については、本市と協議の上決定すること。

イ note 上での情報発信企画の実施

本ページの充実に向け、まちレポ以外の、市民との協働による情報発信企画を note 上で実施すること。また、その内容を本ページにシェアすること。

(4) 本ページ・本グループの広報

市民及び市内団体等と本ページ・本グループとの連携を強化するため、広告、タウン紙、その他受託者が持つ資源（メールマガジン、広報誌等）やノウハウ等を用いた効果的な広報を検討し、必要に応じて Facebook アカウントの開設支援等も行い、本ページのフォロワー及び本グループ参加者の新規獲得に努めること。

(5) その他

ア 問合せ対応と報告

本ページ又は本グループに係る問合せがコメント等で確認された場合、問合せへの対応及び本市への報告を行うこと。

イ 月次業務報告書の作成 ※翌月7日までに提出すること。

5 留意事項

(1) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部又は大部分を第三者に委託もしくは請負わせてはならない。

(2) 本ページ管理者との連携

受託者は、本業務の履行にあたって、本ページ管理者である本市と連携して、本ページの管理・運営業務を行うものとする。

(3) 受託者は、本ページの管理・運営において支障が生じた場合、速やかに本市に連絡し、指示に従い必要な措置を行うものとする。

(4) 本市の条例・規則等を遵守し、本ページの管理・運営を行う。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に規定する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

(6) 運用ポリシー及び運用ルールの遵守

本ページ及び本グループの円滑な運営のために定められる運用ポリシー及び運用ルールを遵守すること。

(7) 本業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて本市に帰属するものとする。

また、本市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。

(8) 疑義に関する協議

本仕様書において、定めのない事項または不明な点がある場合は、本市の条例または規則に定めのある場合を除いて、その都度、両者協議の上で別に定めることとする。

(9) 本仕様書に定める業務を終了する際には、本市の求めに応じて、次期受託業者への引き継ぎや情報提供等を的確に実施すること。